

令和7年度第2回 播磨町都市計画審議会

日時：令和7年1月20日（木）午後3時～午後4時20分

場所：播磨町役場 第1庁舎3階 BC会議室

1 会議次第

1. 開会
2. 出席状況報告
3. 報告
 - (1) 令和7年度各種会議主要意見と対応方針
 - ・第1回都市計画審議会等
 - (2) 播磨町都市計画マスターplan（立地適正化計画）の素案
 - ・第1回都市計画審議会からの主な修正箇所
 - ・新規記載箇所

第4章（都市づくりの方針）及び第7章（地域づくり方針）の各方針図
第8章（計画の実現化方策）の各項目
4. その他
5. 閉会

2 会議に出席した委員

小川 一茂 委員（会長）、太田 尚孝 委員、正木 隆資 委員、
神吉 史久 委員、河野 照代 委員、大北 良子 委員、
辻本 浩司 委員、木村 勝 委員、王子 收 委員、松田 麻美子 委員

3 会議録署名委員

河野 照代 委員、木村 勝 委員

4 会議に出席した事務局職員

都市基盤部長 坂上哲也、
都市計画課 課長 安立圭一、計画調整担当課長 岡本光嗣、課長補佐 平郡健資、
計画調整係長 芦澤千春、計画調整係主査 中村瑛、計画調整係主事 前田祥吾

令和7年度第2回 播磨町都市計画審議会

1. 開会

2. 出席状況報告

(委員10名全員が出席され、当審議会条例第5条第2項の規定により、本日の審議会が成立している旨を事務局報告)

○小川会長

・本日の審議会議事録署名人については、河野委員、木村委員にお願いしたいと思うが、お引き受けいただけますか。

○河野委員、木村委員

・承知した。

3. 報告

(1) 令和7年度各種会議主要意見と対応方針

○会長

・まず、「(1) 令和7年度各種会議主要意見と対応方針」について、事務局より説明をお願いしたい。

(事務局説明 資料2)

○会長

・令和7年度各種会議主要意見と対応方針について説明があったが、ご質問・ご意見をお願いしたい。
(特に意見なし)

次の「(2) 播磨町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の素案」について事務局より説明をお願いしたい。

(2) 播磨町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の素案

(事務局説明 資料1)

○会長

・播磨町都市計画マスタープラン（立地適正化計画）の素案について第1回都市計画審議会からの主な修正事項の説明があったが、ご質問・ご意見をお願いしたい。

○委員

- ・都市機能誘導に関する評価指標で都市機能誘導区域内における誘導施設の割合について、播磨町内の施設数が減ると割合が逆に高くなってしまうため、算出方法の見直しが必要ではないか。

○事務局

- ・立地適正化計画の趣旨としては、都市機能誘導区域の中に、この表に載せている施設を誘導していくことを位置付けている。現時点では既存の施設を誘導施設として設定しているため、100%となっていいる。

- ・仮に誘導区域外に病院が立地した場合は届出の対象となり、その際には「土山駅周辺エリアに誘導したい」という観点から、行政として集約に向けた調整を行うことが想定される。ただし、必ず100%を維持できるかどうかは、最終的には事業者側の判断もあるため確約できるものではない。

○委員

- ・誘導施設が撤退する場合はどうなるのか。

○事務局

- ・p82に示している「誘導候補施設の考え方」の通り、全町的な利用圏を持つ施設を誘導施設として設定している。委員が指摘された「スーパー」など日常生活の利便を目的とする施設は、そもそも誘導施設の対象には含めていない。そのため、分母が減少して割合が高くなるといった状況は起こりにくいと考えている。

○委員

- ・病院については、どのような考え方で誘導施設として扱っているのか確認したい。

○事務局

- ・病院は病床数を基準として定義しており、誘導施設として位置付けている。一方で、クリニックや診療所は、特定の地点に集約すべき性質のものではなく、日常の生活圏内に分散して存在することが望ましいと考えているため、誘導施設には含めていない。

○委員

- ・現状の施設以外に、新たに誘導施設として扱うものはないという理解でよいか。

○事務局

- ・現時点ではその認識のとおりである。

○委員

- ・評価指標の設定について、すべて「現状維持以上」という表現になっているが、もう少し上を目指す定量的な数値で目標を設定する考え方もあるのではないか。目標値設定の基本的な考え方について説明を求めたい。

○事務局

- ・4つの評価指標のうち、居住誘導区域内の人口密度と都市機能誘導区域における誘導施設割合の2つは、立地適正化計画において必須とされている項目である。
- ・P140の居住誘導区域内の人口密度は、国勢調査を基準とするよう指定があり、「現状維持以上」と記載している。現状の人口密度(62.8人/ha)は人口維持基準である40人/haを上回っているものの、今後の人団推移を踏まえると、明確な定量目標を置くことは難しい状況にある。

- ・総合防災訓練の参加者数は、町としても重要な取り組みであり、総合計画の見直しにおいても KPI（重要業績評価指標）として位置付けている。
- ・P141 の公共交通の満足度（2.6／5 点）については、現状でも決して高いとは言えない数値であるため、「現状より良い状態を目指す」というトレンド目標として設定した。
- ・人口減少が進む中で、数値を「この水準にする」と明確に定めるのは現実的に難しい部分があり、今回は「現状より良い方向へ改善していく」というトレンド目標を基本とした。

○委員

- ・p90、p91 の都市機能誘導区域位置図について、以前より色が薄くなっているように見えるが、具体的にどの点をどのように分かりやすく改善したのか確認したい。

○事務局

- ・従前の図面では用途地域図をベースにしていたが、用途の境界が不明瞭な箇所があった。例として、図書館や中央公民館周辺（青線で囲っている部分）は、元資料ではどこまでが区域なのか境界が読み取りづらかったので、その点を改善した。
- ・この図は「誘導区域外となると届出が必要となる」という立地適正化計画の制度運用に直結するため、道の内側や外側などの判別が確実にできるよう、境界線を明確にし、全体として視認性が高くなるよう図面を差し替えた。

○委員

- ・用紙の違いなのか、p50 の都市構造図はイメージ図ということもあり、少し分かりにくく感じた。

○事務局

- ・p50 はあくまで都市構造のイメージを示すページであるため、説明的・概念的な図として表現している。
- ・一方で、居住誘導区域や都市機能誘導区域（p90・p91）は立地適正化計画の制度運用に直結する重要な図面であるため、用途や目的に応じた正確な表現を用いており、各々役割に応じて図の作り方を変えている。

○委員

- ・景観形成（p71）で「ゆとりとうるおいを感じる景観づくり」と記載されているが、この「うるおい」という言葉はどのような意味合いで記載しているのか。

○事務局

- ・こちらでの「うるおい」という表現は、水そのものではなく「みずみずしさ」や「心地よさ」を感じさせる緑化が大きな要素になる。
- ・緑の基本計画でも、同様のニュアンスで「うるおい」という言葉が使用されている。都市計画マスターープランの文脈でも、緑や自然がコンクリート空間に対して与える「やわらぎ」「豊かさ」といった意味で用いている。

○委員

- ・p90 の都市機能誘導区域位置図について、図が見やすくなった一方で、ピンク色（用途地域）と誘導区域の境界が第 2 庁舎裏でわずかにずれている。これは何が原因なのか。

○事務局

- ・都市機能誘導区域を設定する際、制度運用上の分かりやすさを重視し、道路を境として区切るように

している。近隣商業地域は、道路から一定幅（30m）を取るというルールで設定している箇所もある。図書館左上の水路付近は、地形・地物（水路）が視認性の高い境界となるため、目で見て分かりやすい線引きを優先した。

- ・その結果、用途地域の線と誘導区域の線が微妙に一致しない箇所が生じているが、運用上の分かりやすさを重視した線引きによるものである。

○委員

- ・p62 の「歩行者ネットワーク」について、以前は「歩行者・自転車ネットワーク」と記載されていたが、今回は「自転車ネットワーク」が外れている。今後力を入れていく分野であるなら、記載自体は残しつつ「検討を進める」という姿勢を示した方がよいのではないか。

○事務局

- ・直近の検討委員会でも同様の指摘を受けている。
- ・p57（道路の項目）には、現在策定中の「自転車ネットワーク計画」を位置付けており、「今後策定する」という方針は明記している。ただし、自転車ネットワーク計画は現在まさに策定中であり、具体的な方針や路線構造を明示できる段階にはない。そのため、今回の都市計画マスタープランでは、内容が曖昧なまま記載することは避け、次回（令和 14 年）の改定時に、計画を具体化した内容を書き込む方針とした。

○会長

- ・自転車ネットワークが「幹線道路」の項目に含まれているが、これは幹線道路だけを対象としているのか。
- ・生活道路や川沿いの遊歩道などもネットワークとして考える余地があるのではないか。むしろ、幹線道路とは切り離し、「歩行者・自転車ネットワーク」として独立した項目を設けても良いのではないか。

○事務局

- ・現在策定中の自転車ネットワーク計画は、「車依存からの脱却」を目的としており、自転車と車の分離を明確にするために、主に幹線道路を対象として検討が進んでいる。
- ・生活道路では歩行者と自転車を完全に分離することが難しいケースが多く、自転車ネットワーク計画の主対象は幹線道路という認識である。

○委員

- ・p122 の「生活道路」に関する箇条書きが 2 つあるが、まとめて記載することはできないのか。
- ・また、その後の「道路については」で始まる箇条書き（道路路盤性状調査等）も、すでに道路の話なので、主語を改めて書く必要があるのか。

○事務局

- ・生活道路に関する 2 つの箇条書きは、意図が異なるため、あえて分けて記載している。
- ・上段については、生活道路と幹線道路の役割は異なるが、安全性を確保した交通処理を目指すという「考え方」を示したもの。
- ・下段については、カラー舗装など具体的な手法を含め、歩行者・自転車の安全確保を進めるという「具体的な対策」を示したもの。
- ・「道路については」という主語については、幹線道路・生活道路と用途ごとに主語を分けて記載して

いる構成の中で、この項目（路盤性状調査）は道路全般に関する内容であるため、主語を明確にする狙いで残している。

○委員

- ・都市計画道路が二つあるうち、本荘加古線については、見直しや再検討を行うのか。

○事務局

- ・本荘加古線については、都市計画道路の整備計画全体の進め方に合わせて見直しを検討する。特に、播磨臨海地域道路の整備計画が進む中で、この路線をどの位置に配置するのが適切か、整合性を図りながら検討を進めている。
- ・現時点では「ルートを見直す」という結論には至っていないが、どこから事業化を進めるか、どの時期に着手するのが適当かといった実現性の検討が必要である。
- ・そのため、「道路整備の実現化の再検討」を行うという整理にしている。

○委員

- ・都市計画道路の見直しというのはルートそのものを指しているのか。
- ・ルート上には田んぼなどもあり、予定のない土地を先に買収したという話も聞くが、事業の時期はまだ不明なのか。

○事務局

- ・播磨臨海地域道路については、現在まだ計画段階であり、今回の都市計画マスタープランの図面には具体的に反映していない。
- ・本荘加古線のルートについても、播磨臨海地域道路との整合を踏まえて検討していくことになるが、現時点で具体的な見直し案や着手時期が固まっているわけではない。
- ・次回の都市計画マスタープラン見直し（令和14年3月）では、播磨臨海地域道路の進捗状況と町内の道路整備方針を改めて整理したうえで、その結果を反映することを想定している。

○委員

- ・未整備の都市計画道路の計画について言及があったが、現在の播磨臨海地域道路の計画は明石市と播磨町のエリアを避ける形で設定されている。
- ・県道明石高砂線（旧浜国道）は通勤時間帯に慢性的な渋滞が発生しており、バイパス機能を持つ道路を県に要望してはどうかと考えている。
- ・明石市や播磨町の埋立地はルートとして避けられている一方、加古川の神戸製鋼や高砂の埋立地については交通が集中しやすい状況にある。また、旧浜国道は幅員が約2.7mと狭く、大型車（幅2.5m）の通行が実質的に困難であり、旧浜国道や明姫幹線の交通量は減らないと考えられる。
- ・播磨町近傍の加古川市域の明姫幹線沿いに播磨臨海地域同のインターチェンジが整備される予定であるが、現状のままでは抜本的改善にはつながりにくい。
- ・このため、県道明石高砂線のバイパスを県に要望することを検討してはどうか。その際、加古川市・明石市の協力が必要になるとを考えている。
- ・以上、参考として意見を述べた。

○会長

- ・他に質問・意見がなければ、以上で本日の会議（報告に基づく部分）は全て終了とする。

○事務局

- ・総合防災訓練の目標値について、委員からの質問があった点について補足する。総合計画の KPI では、目標年次が 2030 年で、1,100 人を目標値としている。

4. その他

○事務局

- ・パブリックコメントは 12 月 8 日（月）から 1 月 7 日（水）までの 30 日間 実施する予定である。
- ・次回となる 第 3 回都市計画審議会は、令和 8 年 2 月 16 日（月）13 時 30 分から開催する予定である。

5. 閉会

以上